

教育・保育給付認定申請書 記入上の注意

教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 「申請児童」欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の電話番号は、連絡のつきやすい順に記入してください。
- 4 「認定番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定番号を記入してください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、記入日現在の申請児童本人以外の申請児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」欄は該当するものを○で囲んでください。

(裏面)

- 6 ②「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を7の表(1)～(10)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(10)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合(就学や親のいない家庭など)は「その他」にチェック(☑)し、内容を()内に記入してください。
- 7 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労等	児童の保護者の月の就労時間がそれぞれ64時間以上で、その児童の保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	児童の保護者が出産前後のため、その児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、復旧の間その児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7) 就学	児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
(8) 虐待・DVのおそれがある場合	
(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
(10) その他、上記に類すると町長が認める場合	

- 8 ②「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)してください。
- 9 ③「個人情報等の提供にあたっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。また、保護者及び配偶者、申請に係る子どもの個人番号を記入してください。